

平成 22 年 6 月 補正予算要求事業調書

1 予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)			区分	
2	住民記録系システム改修事業(戸籍住民基本台帳事務事業(区政推進室))			新規	拡大(継続)
会計区分	款	項	目	所管	
一般会計	2	4	1	市民・スポーツ文化局 区政推進室	
事務事業の位置付け					
しあわせ倍増プラン2009	番号		事業名		
総合振興計画新実施計画	事業コード		事業名		
根拠法令・条例・規則等	住民基本台帳法				
予算要求事業の概要					
内容	住民基本台帳法の改正に伴い、住民記録系システムの改修(基本設計・調査)を行います。				
	<法改正概要> ・外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える。 ・他の市町村へ住所を移した場合でも引き続き住民基本台帳カードを使用することができるようにする。				
目的・目標	<目的> 外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的とする住民基本台帳法の改正に対応するため、システム改修を行います。				
	<目標(平成22年度末)> 1 システム改修の基本設計・調査				
現状と課題	<現状(平成21年度末見込み)> 法改正の詳細内容についての調査				
	<課題> 1 外国人住民が住民基本台帳に搭載されるという大規模な改正であること。 2 平成21年7月の改正から3年以内に施行であるため、期限が迫っている。 3 現行法では、外国人住民の居住情報についての職権修正が行えないなど、外国人住民の正確な情報管理が困難である。				
今後のスケジュール	平成22年度	システム改修設計・調査			
	平成23年度	システム改修			
	平成24年度	改正法施行			

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	法改正の詳細について予算要求時に示されていなかったため、当初予算化が見送られました。その後平成22年1月に総務省から「外国人住民に係る住民登録業務のあり方に関する調査研究」の最終報告が示され、法改正の詳細について提示されたところであり、今年度中にはシステム改修の設計を実施しなければ、3年以内の施行日に間に合わなくなる可能性があります。
	実施義務	住民基本台帳法
	他市の実施状況	政令市：15市は当初予算措置済。未実施市(相模原・静岡・堺市)は今年度の補正予算で対応予定 県内他市：未実施だが、平成22年度補正予算を検討予定の市町村あり
効果	対象者	外国人住民
	効果	外国人住民の利便の向上や行政の合理化が期待できます。

3 当初予算、補正予算要求、査定の内容

(単位：千円)

区分	金額		備考
	当初予算	補正予算要求	
平成22年度	当初予算	0	<積算内訳>
	財源内訳		
6月補正予算	補正予算要求	34,202	<積算内訳> 1 システム改修業務委託(基本設計・調査) 【新規】
	財源内訳	34,202	① 一般財源
6月補正予算	財政局長査定	34,202	<査定内容> 1 システム改修業務委託(基本設計・調査) 【新規】
	財源内訳	34,202	① 一般財源
<査定理由> 法令改正による義務的な内容であること、また、平成22年1月に国から示された事業計画に基づき、速やかに実施する必要があると判断し、6月補正予算に計上することとしました。			
6月補正予算	市長査定	34,202	<査定内容> 1 システム改修業務委託(基本設計・調査) 【新規】
	財源内訳	34,202	① 一般財源
<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。			